

# 香川県歯と口腔の健康づくり基本計画の変更（素案）について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先  
健康福祉総務課  
健康づくり・糖尿病対策グループ  
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
電話:087-832-3261/FAX:087-806-0209  
E-mail:kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

平成30年12月5日から平成31年1月4日までの約1カ月間、香川県歯と口腔の健康づくり基本計画の変更（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、団体1団体から3件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下にお示しします。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係ないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
団体	1件	喫煙・受動喫煙に関すること	3件
合計	1件	合計	3件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、施策・啓発が重要であり、8020運動のためにも不可欠かと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、喫煙や受動喫煙による歯・口の健康への影響は、多数の科学的知見により因果関係が確立しているところであり、たばこ対策の推進に努めてまいります。</p>
<p>具体的施策の重点施策の一つに数年の中期計画として、全面禁煙の「香川県受動喫煙防止条例」の早期の制定をお願いします。</p>	<p>受動喫煙の防止については、全国共通の課題であることから、基本的には、改正健康増進法に基づく統一的な対策を進めることが望ましいと考えております。</p>
<p>歯科と口腔保健を含め、84%を超える非喫煙の市民・県民の健康を守るために必須で、中長期的にも費用効果の高い禁煙推進と受動喫煙対策を重点施策にすることが大事です。</p>	<p>ご指摘のとおり、喫煙や受動喫煙による健康被害は、多数の科学的知見により因果関係が確立しているところであり、たばこ対策の推進に努めてまいります。</p>